

7 相談・貸付

◎相談窓口

暮らしの中での困りごとや、法律に関することなどで、次のようなさまざまな相談が行われています。開催日時等は広報紙でお知らせします。困ったときや不安なときは一人で悩まずに早めに相談を。

- 暮らしの相談・・・住民生活課
 - ・弁護士による無料法律相談（土地、財産、離婚、金銭の貸し借りなど法律問題一般）
 - ・生活相談（家族、近隣関係、学校、職場での困りごと相談）
 - ・婦人相談（母子、寡婦等の婦人の相談）
 - ・家庭児童相談（児童や家庭の相談・・・子どもの養護や障害に関するもの含む）
 - ・人権相談（いじめ、体罰、家庭の問題、その他人権に関すること）
 - ・DV相談（配偶者からの暴力など）

- 少年・教育相談・・・教育委員会
 - ・少年相談（少年の非行等の問題行動）
 - ・教育相談（登校拒否等の教育相談）

- 消費生活相談・・・二戸消費生活センター（二戸地区合同庁舎1階☎ 23-5800）
総務企画課地域振興班☎ 42-2111 内線 172
 - ・消費生活相談（借金、悪質商法等消費生活トラブル問題）

- 行政相談・・・総務企画課庶務財政班☎ 42-2111 内線 166
 - ・行政相談（国、県、村に対する苦情、要望、意見、提言）

- こころの悩みごと相談・・・住民生活課保健衛生班☎ 42-2111 内線 122、二戸保健所保健課（☎ 23-9206）
 - ・不眠、不登校、死にたい、酒乱で困るなど、こころの悩みでお困りの方は保健師にご相談ください。

- 空き家バンク・・・総務企画課地域振興班☎ 42-2111 内線 171
 - ・村内にある空き家を売りたい・貸したい、または買いたい・借りたいといったご希望がある方は、九戸村空き家バンク制度をご利用ください。空き家の売買・賃貸借の情報を提供しています。

◎貸付制度

- 消費者救済資金の貸付制度・・・総務企画課地域振興班☎ 42-2111 内線 172

この制度は、サラ金などに多くの債務を抱え返済が困難になった方の債務を一本化し、生活再建を図るものです。対象は、村内に住所を有する満20歳以上で一定の要件を満たす方となっています。サラ金やクレジットなどによる多重債務で困っている方の相談も随時受け付けています。詳しくは、融資機関である岩手県消費者信用生活協同組合（☎ 019-653-0001）へ。